

監査人間の連携のメリット・デメリット

| | スキーム 1 | スキーム 2 |
|-------|--|--|
| 監査人 A | <p>○取引先が、その帳簿等に被監査会社から依頼された不正の内容を記帳しなかったり、資金の移動等を行っていないような不正が疑われる場合に有効</p> <p>▲不正リスクに関連して必要な場合に、取引先に対して確認を行ったことにより、被監査会社から、信用失墜等を理由に監査契約の解除等を通告されるおそれ(特に、確認後、問題がなかったケース)</p> <p>○監査人 B からの迅速な回答が期待できる。</p> | <p>○取引先が、その帳簿等に被監査会社から依頼された不正の内容を記帳していたり、資金の移動等を行っているような不正が疑われる場合にも有効</p> <p>○被監査会社と取引先が通謀しているような場合には、他に有効な手段がない。</p> <p>●監査人 B への連携依頼を行い、取引先にも不明瞭な取引等に関する情報の通知等が行われることから、被監査会社から、信用失墜等を理由に、監査契約の解除等を通告されるおそれ(特に、調査後、問題がなかったケース)</p> <p>●監査人 B の調査に時間がかかるため、本来の監査報告書提出期限に間に合わないおそれ</p> |
| 監査人 B | <p>○取引先の帳簿等に基づく事実関係の確認のみであり、迅速に、かつ、コストをかけずに実施することが期待できる。</p> <p>△取引先との監査契約の一環として実施可能か。</p> <p>○監査法人内の審査を経た上で回答する必要はない。</p> <p>△取引先について、取引相手の情報を入手できる場合には、取引先の監査に活用できる。</p> | <p>●不明瞭な取引等に関して取引先に対して調査をするため、時間がかかる。また、通常の監査業務とは別の業務となるとも考えられるため、そのためのコストが掛かる(その場合のコストをどこにチャージするか)</p> <p>●監査法人としての回答をするためには、不正の疑いがある情報であるため本部等の審査を経る必要がある。</p> <p>○取引先についての不明瞭な取引等に関する情報を入手できる場合には、取引先の監査に活用できる。</p> |